平成２４年（フ）第７００号
大阪府寝屋川市美井元町29番59号
破産者　笹本　泰三
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７５８号
大阪市生野区田島６丁目３番28号　シャトークレール205号
破産者　金城昌善こと　金　　昌善
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７５９号
大阪市生野区田島６丁目３番28号　シャトークレール205号
破産者　金城益子こと　申　　益子
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７７８号
大阪府八尾市美園町４丁目115番地の１　クリスタル美園205号
破産者　信貴　栄治
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７７９号
大阪市城東区蒲生１丁目12番10―302号
破産者　徳山　克則
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７８１号
堺市南区城山台２丁３番25―203号
破産者　小井　雅男
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９０２号
大阪府箕面市新稲１丁目16番29号
破産者　小嶋　信一
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８６号
兵庫県芦屋市高浜町２番３―643号、前住所岡山県赤磐市桜が丘東２丁目２番地458
破産者　前川　卓三
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９０１号
兵庫県尼崎市七松町２丁目11番10号　松井文化、営業所の所在地兵庫県尼崎市西難波町１丁目５―７
破産者　食事処片岡こと　坂井　　昭
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０５９号
大阪市生野区桃谷３丁目９―17、開始決定時の住所兵庫県尼崎市大島２丁目33―11Ｂ―304、住民票上の住所兵庫県西宮市若草町１丁目７番18号
破産者　長原正典こと　張　　應鍾
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５２号
兵庫県芦屋市高浜町４番１―631号
破産者　加藤　義郎
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２００号
島根県雲南市大東町大東下分455番地
破産者　竹下　孝枝
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５２４号
愛媛県八幡浜市保内町喜木１番耕地744番地２、開始決定時の住所愛媛県松山市天山３丁目11番10号　アトムマンション天山203号
破産者　鎌田　文仁
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５４１号
愛媛県松山市内宮町684番地２
破産者　岡本　達也
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０号
青森県十和田市大字切田字野月平88番地
破産者　高田　康弘
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第１４号
青森県上北郡おいらせ町青葉４丁目50番地2180
破産者　古屋　牧子
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１４０号
岩手県北上市黒沢尻３丁目17―34　北星アパート３号、破産手続開始決定時の住所岩手県花巻市東和町土沢８区346番地
破産者　宮川　弘子
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第５６号
茨城県牛久市中央５丁目11番地３　パストラル若林306、開始決定時の住所茨城県牛久市南２丁目30番地１　牛久ロイヤルレジデンスＡ―110
破産者　福川　秀樹
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第５７号
茨城県牛久市中央５丁目11番地３　パストラル若林306、開始決定時の住所茨城県牛久市南２丁目30番地１　牛久ロイヤルレジデンスＡ―110
破産者　福川都紀子
1　決定年月日　平成24年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係